

議案第 20 号

岩倉市営住宅管理条例の一部改正について

岩倉市営住宅管理条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 30 年 2 月 26 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市営住宅管理条例の一部を改正する条例

岩倉市営住宅管理条例（平成9年岩倉市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「昭和26年建設省令第19号」を「昭和26年建設省令第19号。以下「法施行規則」という。」に改める。

第11条中「公営住宅法施行規則第10条」を「法施行規則第11条」に改める。

第12条中「公営住宅法施行規則第11条」を「法施行規則第12条」に改める。

第13条に次の1項を加える。

4 市長は、市営住宅の入居者（法施行規則第8条に定める者に限る。第28条第3項において同じ。）が次条第1項に規定する収入の申告をすること及び第33条第1項の規定による報告の求めに応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の毎月の家賃は、毎年度、法施行規則第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で令第2条に規定する方法により算出した額とすることができる。

第14条第2項中「公営住宅法施行規則第8条」を「法施行規則第7条」に改める。

第26条第1項中「収入の額」を「収入の額（第13条第4項の規定により把握した場合は、当該把握した収入の額。次項において同じ。）」に改める。

第28条第1項中「、収入超過者」を「収入超過者」に、「第13条第1項」を「、第13条第1項及び第4項」に、「次項」を「次項又は第3項」に改め、同条第2項中「前項」を「、前項」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、第1項に定める家賃を算出しようとする場合において、当該入居者が第14条第1項に規定する収入の申告をすること及び第33条第1項の規定による報告の求めに応じることが困難な事情にあると認めるときは、前項の規定にかかわらず、法施行規則第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下と

することができる。この場合において、家賃の算出方法は、令第8条第3項に規定する方法によらなければならない。

第30条第1項中「第13条第1項及び第28条第1項」を「、第13条第1項及び第4項並びに第28条第1項及び第3項」に改める。

第33条第1項中「第13条第1項、第28条第1項」を「第13条第1項若しくは第4項、第28条第1項若しくは第3項」に、「第28条第3項」を「第28条第4項」に改め、同条第2項中「前項」を「第13条第4項又は第28条第3項の規定により法施行規則第9条で定める方法により入居者の収入を把握する権限及び前項」に改める。

第36条及び第37条中「第13条第1項、第28条第1項」を「第13条第1項若しくは第4項、第28条第1項若しくは第3項」に、「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。